

平成25年金融商品取引法等改正（1年半以内施行）に伴うETFの上場制度の整備について

平成26年9月24日

株式会社名古屋証券取引所

I. 趣旨

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第45号、以下「改正法」といいます。）が本年12月に施行され、投資信託の併合手続きの簡素化等が図られることから、ETFに関する有価証券上場規程の特例等において所要の制度整備を行うこととします。

II. 概要

項目	内容	備考
1. 内国ETFに係る制度整備	<ul style="list-style-type: none">当取引所に上場する二以上の内国ETFが併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定される「併合」を指します。）を行うことにより上場廃止となる場合で、併合の決定後、併合後に新たに上場する内国ETFに係る新規上場申請が遅滞なく行われる場合のテクニカル上場に係る規定を整備します。テクニカル上場に係る上場審査においては、内国ETFの上場審査基準に準じた規定を適用します。新たに上場する内国ETFについては、原則、併合の効力発生日に上場することとします。	※本年12月1日に改正される投資信託及び投資法人に関する法律において、投資信託の併合及び約款変更に係る書面決議手続き等の見直しが行われたことを受け、内国ETFのテクニカル上場に係る規定を整備します。
2. その他 (1) 改正法の規定内容を踏まえた改正 (2) その他	<ul style="list-style-type: none">新規上場申請時の提出資料として、ETFの新規上場申請者は有価証券届出書に代えて、本年12月1日に改正される金融商品取引法第5条第10項に規定される「募集事項等記載書面」を提出することで足りることとします。その他所要の改正を行います。	

III. 実施時期（予定）

- 平成26年12月1日から施行します。

以上